

ただいま上程されました議案の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、先月14日からの本県の緊急事態措置に対する県民や事業者の皆様の御理解と御協力をはじめ、医療従事者の皆様の御尽力によりまして、人口10万人当たりの1週間の新規感染者数が減少するなど、感染状況の指標が改善してきており、昨日をもって、本県が政府による緊急事態宣言の対象区域外となったところであります。

しかしながら、新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床や重症病床の稼働率は、国が示す感染状況のステージ3の段階にあるなど、現在も本県の医療提供体制への負荷が高い状況が続いております。

県といたしましては、国の基本的対処方針を踏まえ、段階的な解除を行うこととし、今月4日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本日から2月21日までの間、警戒度レベルは「特定警戒」を維持するとともに、「栃木県医療危機警報」による注意喚起を行うことを決定し、引き続き、気を緩めることなく感染防止対策に取り組むことといたしました。

県民の皆様には、県内外を問わず、日中も含めた不要不急の外出自粛を要請しているところであり、特に、緊急事態宣言が継続されている区域への往来や21時以降の外出に注意していただくようお願いしております。

また、事業者の皆様には、県内全域の飲食店等を対象に、21時までの営業時間の短縮を要請し、応じていただいた店舗には、市町と協力

して協力金を支給するほか、遊興施設、劇場、運動施設等に対しましては、21時までの営業時間の短縮への協力を働きかけるとともに、イベント等につきましては、人数制限等の要件に沿って開催していただくよう要請しております。

さらに、県立学校につきましては、引き続き感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続することとしており、市町の公立学校に対しましても、同様の対応を依頼いたしました。

県民や事業者の皆様には、マスクの着用や換気、3密回避等の基本的な感染防止対策はもとより、「会話する^は＝マスクする」運動への参加やテレワーク・オンラインビジネスの推進等に御協力くださるよう強くお願い申し上げます。特に、若い世代や働く世代の皆様におかれましては、感染防止対策のより一層の徹底をお願いいたします。

今後とも、県民の命と健康を守り、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、議案の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、県の要請に応じて、本日以降に営業時間を短縮した事業者への協力金の支給を行うこととして編成したものであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、79億円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、1兆1,015億690万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金及び諸収入を充てることといたしました。

何とぞ、よろしく御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。